

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	平成 20 年度
計画改定年度	平成 23 年度 平成 26 年度 平成 29 年度 令和 2 年度 令和 5 年度 令和 8 年度
計画主体	五泉市

五泉市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担 当 部 署 名 五泉市役所農林課
所 在 地 新潟県五泉市太田 1094 番地 1
電 話 番 号 0250-43-3911
F A X 番 号 0250-43-0390
メールアドレス nourin@city.gosen.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ニホンザル、イノシシ、ツキノワグマ、ニホンジカ、カワウ
計画期間	令和8年度～令和10年度
対象地域	新潟県五泉市

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和7年度）

鳥獣の種類	被害の現状		
	品 目	被害数値	
		被害面積	被害金額
ニホンザル	稲	54.9a	50千円
イノシシ	稲	183.1a	820千円
ツキノワグマ	—	被害数値は不明	
ニホンジカ	—	被害数値は不明	
カワウ	—	被害数値は不明	
	合 計	238a	870千円

(2) 被害の傾向

【ニホンザル】

平成13年頃から川内地区（村松地域）において自家用野菜や水稻が猿被害にあった苦情が寄せられるようになり、被害防止のため平成15年度から猟友会へ委託し、銃器による猿駆除を実施。平成17年度頃より川東地区（五泉地域）にも出没し始め、平成18年度から猟友会へ委託し銃器による猿駆除を実施。

近年、被害地域が拡大しており、市街地近辺の出没も確認している。農作物被害は自家用野菜が多く、人身被害は確認されていない。

【イノシシ】

平成26年度頃から戸倉地区や蛭野地区において足跡が確認されており、平成28年度になって水稻の踏み倒しや、筍・アスパラ等の農作物の被害が確認されるようになった。平成30年度頃からは川東地区、川内地区、十全地区といった山際のは場を中心に水稻への踏み倒しや畦畔の掘り返し等の被害が多く発生している。令和7年度には橋田地区での農作物被害も確認され、被害地域が拡大している。

平成29年度から銃器と箱わな、加えて令和元年度からはくくりわなによる捕獲を猟友会に委託し実施している。

近年では民家の近いところでの目撃情報も増加しており、今後も被害地域が拡大する可能性がある。

【ツキノワグマ】

河川や水路を伝っての市街地や平場での目撃情報が相次いでおり、令和7年度には人身被害が1件発生している。主に里山のブナ、ナラや放任果樹をエサにしているが、エサ場を覚えたり人里に慣れたりした個体の増加が懸念され、それに伴う農作物被害や生活被害が発生する恐れがある。

【ニホンジカ】

山奥に生息しており、農作物被害発生との連絡はないが、令和4年度に集落内での目撃情報があり、今後、農林業被害や生活被害発生の懸念がある。

【カワウ】

阿賀野川水系で春から秋にかけて目撃され、漁業被害発生の懸念がある。

(3) 被害の軽減目標

指標(獣種)	現状値(令和7年度)		目標値(令和10年度)	
	被害面積	被害金額	被害面積	被害金額
ニホンザル	54.9a	50千円	28a	25千円
イノシシ	183.1a	820千円	128a	574千円
ツキノワグマ	被害数値は不明		—	—
ニホンジカ	被害数値は不明		—	—
カワウ	被害数値は不明		—	—

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	・猟友会による銃器、箱わな、くくりわなを用いた捕獲 ・箱わな、くくりわなの導入 ・電気止め刺し機の導入 ・ニホンザル・イノシシ捕獲技術向上研修会開催 ・発信機を用いた生息調査	・生息数及び行動範囲の正確な把握 ・被害範囲の拡大 ・くくりわなによる捕獲技術の向上
防護柵の設置等に関する取組	・電気柵設置に対する補助 ・ニホンザル・イノシシ被害対策学習会の開催 ・追払い機材の貸出に対する補助	・雑木林の刈払い ・緩衝帯整備の促進 ・放任果樹や作物の残渣除去、耕作放棄地の解消 ・被害地域での集落環境診断等による現状把握
生息環境管理その他の取組	・パンフレット配布等による周知	・緩衝帯整備の促進 ・放任果樹や作物の残渣除去 ・耕作放棄地の解消 ・有害鳥獣被害防止に関する知識の普及

(5) 今後の取組方針

【ニホンザル】

被害防止のための体制整備として住民に対して追払いや放任果樹、作物残渣の除去徹底、鳥獣の餌場や隠れ場となる耕作放棄地の解消等に関する啓発等を継続して行い、ニホンザルを誘引しにくい集落づくりの実現に努める。併せて集落単位での電気柵の導入を進める。

生息数や行動域を正確に把握するために、ニホンザルの出没・被害が多い地区については発信機を装着した群れの監視や地域住民から出没・加害状況を逐次報告してもらい、加害群等の生息動向の把握と効果的な被害防止計画案に役立てる。

捕獲については猟友会へ業務委託をし、追払いや銃器・箱わなによる捕獲を行う。

【イノシシ】

近年、出没・被害が急増しており、継続して高い捕獲圧をかけるために猟友会や集落と協力し、箱わな及びくくりわなによる捕獲活動に努める。また捕獲効率を上げるため、捕獲者の技術向上を目的とした研修会等を開催する。

イノシシ防除と啓発の取組みに関しては集落を対象とした学習会や集落環境診断を実施するほか、集落単位での電気柵の導入を進める。

【ツキノワグマ】

農作物被害については実績がないので、被害の発生状況により対策取組を検討する。人身被害対策については引き続き、警察、猟友会等関係機関と連携しながら、クマを寄せ付けない環境整備と、クマ出没に対する住民意識の啓発を図っていく。また、人身被害発生の恐れがある場合には猟友会と協力し、箱わな及び銃器を用い捕獲する。

【ニホンジカ】

目撃情報や農林業被害、生活被害の発生状況により対策取組を検討する。

【カワウ】

目撃情報や農林業被害、生活被害の発生状況により対策取組を検討する。

【その他】

一般社団法人新潟県猟友会が新潟市西蒲区福井で整備を進める「新潟ライフル射撃場（仮称）」において、大型獣の捕獲に有効な大口徑ライフル銃やスラッグ弾の使用者の確保及び捕獲技術の向上を推進する。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

【ニホンザル・イノシシ】 ・ 猟友会五泉支部への業務委託（年間） ・ 猟友会員による巡回、また地域住民からの要請があった場合に銃器・箱わな・くくりわなによる捕獲を行う。 【ツキノワグマ】 ・ 警察・猟友会等関係機関と連携協力し、捕獲活動に従事する。人身被害のおそれがある場合、必要に応じて銃器や箱わなを使用して捕獲する。 【ニホンジカ・カワウ】 ・ 必要に応じて捕獲する。
--

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
8	ニホンザル	・ 銃器、箱わなによる加害群の中の加害個体を捕獲 ・ 捕獲時に発信機を装着することによる、加害群等の行動域調査 ・ 第一種銃猟免許の取得、猟銃の所持許可証交付に係る経費補助による捕獲担い手の確保
	イノシシ	・ 銃器、箱わな、くくりわなを使った捕獲 ・ 第一種銃猟免許の取得、猟銃・ライフル銃の所持許可証交付に係る経費補助による捕獲担い手の確保 ・ 捕獲技術向上に向けた研修会等の開催
	ツキノワグマ	・ 銃器、箱わなを使った捕獲 ・ 第一種銃猟免許の取得、猟銃の所持許可証交付に係る経費補助による捕獲担い手の確保
9	ニホンザル	・ 銃器、箱わなによる加害群の中の加害個体を捕獲 ・ 捕獲時に発信機を装着することによる、加害群等の行動域調査 ・ 第一種銃猟免許の取得、猟銃の所持許可証交付に係る経費補助による捕獲担い手の確保
	イノシシ	・ 銃器、箱わな、くくりわなを使った捕獲 ・ 第一種銃猟免許の取得、猟銃・ライフル銃の所持許可証交付に係る経費補助による捕獲担い手の確保 ・ 捕獲技術向上に向けた研修会等の開催
	ツキノワグマ	・ 銃器、箱わなを使った捕獲 ・ 第一種銃猟免許の取得、猟銃の所持許可証交付に係る経費補助による捕獲担い手の確保

10	ニホンザル	・銃器、箱わなによる加害群の中の加害個体を捕獲 ・捕獲時に発信機を装着することによる、加害群等の行動域調査 ・第一種銃猟免許の取得、猟銃の所持許可証交付に係る経費補助による捕獲担い手の確保
	イノシシ	・銃器、箱わな、くくりわなを使った捕獲 ・第一種銃猟免許の取得、猟銃・ライフル銃の所持許可証交付に係る経費補助による捕獲担い手の確保 ・捕獲技術向上に向けた研修会等の開催
	ツキノワグマ	・銃器、箱わなを使った捕獲 ・第一種銃猟免許の取得、猟銃の所持許可証交付に係る経費補助による捕獲担い手の確保

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方	
【ニホンザル】 捕獲実績 令和5年度 112頭 6年度 117頭 7年度 163頭 聞き取り調査、テレメトリ調査及び近年の捕獲実績等により五泉市内におよそ760頭、23群が生息していると推定される。新潟県ニホンザル管理計画との整合性を図りながら、加害群の個体を毎年150頭程度捕獲する。 【イノシシ】 捕獲実績 令和5年度 8頭、6年度 12頭、7年度 4頭 川東地区、川内地区、十全地区、大蒲原地区のいずれも山際から急速に生息域が拡大している。 自然増加率の高さから高い捕獲圧をかけ、効率的に加害個体を通年で捕獲する。 【ツキノワグマ】 被害防止のための必要最小限の頭数とする。 【ニホンジカ・カワウ】 被害情報をもとに必要に応じた捕獲とする。	

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	8年度	9年度	10年度
ニホンザル	150頭程度	150頭程度	150頭程度
イノシシ	30頭程度	30頭程度	30頭程度
ツキノワグマ	必要最小限		
ニホンジカ	被害情報をもとに捕獲		
カワウ	被害情報をもとに捕獲		

捕獲等の取組内容
銃器を用いて4月1日から翌年3月31日の期間において捕獲を行う。 冬期を除いた期間は銃器に加え、箱わな、くくりわなによって捕獲する。 対象区域は市内全域とするほか、被害の発生や目撃が相次ぐ地域などで重点的に捕獲を実施する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容	
【必要性】 大型獣類であるイノシシの捕獲において、効率的な捕獲によって被害を減少させるために、射程が長く捕獲能力の高いライフル銃を使用する。また、くくりわなを用いた捕獲において、捕獲個体の大きさ及び地形状況から、止めさし時接近して散弾銃を使用することに危険性が伴う場合はライフル銃を使用する。 【取組内容】 猟友会への捕獲委託でライフル銃使用に関する制限については、特別定めていない。	

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
該当なし	該当なし

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	8年度	9年度	10年度
ニホンザル	電気柵を必要性・要望により設置を検討	電気柵を必要性・要望により設置を検討	電気柵を必要性・要望により設置を検討
イノシシ			

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	8年度	9年度	10年度
ニホンザル	・地域住民による電気柵の管理・運営 ・圃場周辺の草刈 ・電気柵設置後数年が経過した集落に対して管理の再確認を促す	・地域住民による電気柵の管理・運営 ・圃場周辺の草刈 ・電気柵設置後数年が経過した集落に対して管理の再確認を促す	・地域住民による電気柵の管理・運営 ・圃場周辺の草刈 ・電気柵設置後数年が経過した集落に対して管理の再確認を促す
イノシシ			

5. 生息環境管理その他被害防止に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
8	ニホンザル	・地域住民に追払い活動、雑木林刈り払い活動等の普及啓発を進め、実践に向けた誘導を行う。 ・テレメトリによる加害群の把握と監視、効果的な追払いの実施。 ・被害防止のための研修会等の実施。
	イノシシ	・野菜の残渣処理や雑木林刈り払いによる緩衝帯整備、電気柵の設置管理など、防除活動の啓発を目的とした被害防止研修会の実施。
	ツキノワグマ	・放任果樹などの誘因物除去 ・雑木林刈り払いの普及啓発を行い、隠れ場所を減らす。 ・人身被害防止対策の啓発
	ニホンジカ	・森林管理署等と連携した生息状況の把握
	カワウ	・漁協等と連携した生息状況の把握
9	ニホンザル	・地域住民に追払い活動、雑木林刈り払い活動等の普及啓発を進め、実践に向けた誘導を行う。 ・テレメトリによる加害群の把握と監視、効果的な追払いの実施。 ・被害防止のための研修会等の実施。
	イノシシ	・野菜の残渣処理や雑木林刈り払いによる緩衝帯整備、電気柵の設置管理など、防除活動の啓発を目的とした被害防止研修会の実施。
	ツキノワグマ	・放任果樹などの誘因物除去 ・雑木林刈り払いの普及啓発を行い、隠れ場所を減らす。 ・人身被害防止対策の啓発
	ニホンジカ	・森林管理署等と連携した生息状況の把握
	カワウ	・漁協等と連携した生息状況の把握
10	ニホンザル	・地域住民に追払い活動、雑木林刈り払い活動等の普及啓発を進め、実践に向けた誘導を行う。 ・テレメトリによる加害群の把握と監視、効果的な追払いの実施。 ・被害防止のための研修会等の実施。
	イノシシ	・野菜の残渣処理や雑木林刈り払いによる緩衝帯整備、電気柵の設置管理など、防除活動の啓発を目的とした被害防止研修会の実施。
	ツキノワグマ	・放任果樹などの誘因物除去 ・雑木林刈り払いの普及啓発を行い、隠れ場所を減らす。 ・人身被害防止対策の啓発
	ニホンジカ	・森林管理署等と連携した生息状況の把握
	カワウ	・漁協等と連携した生息状況の把握

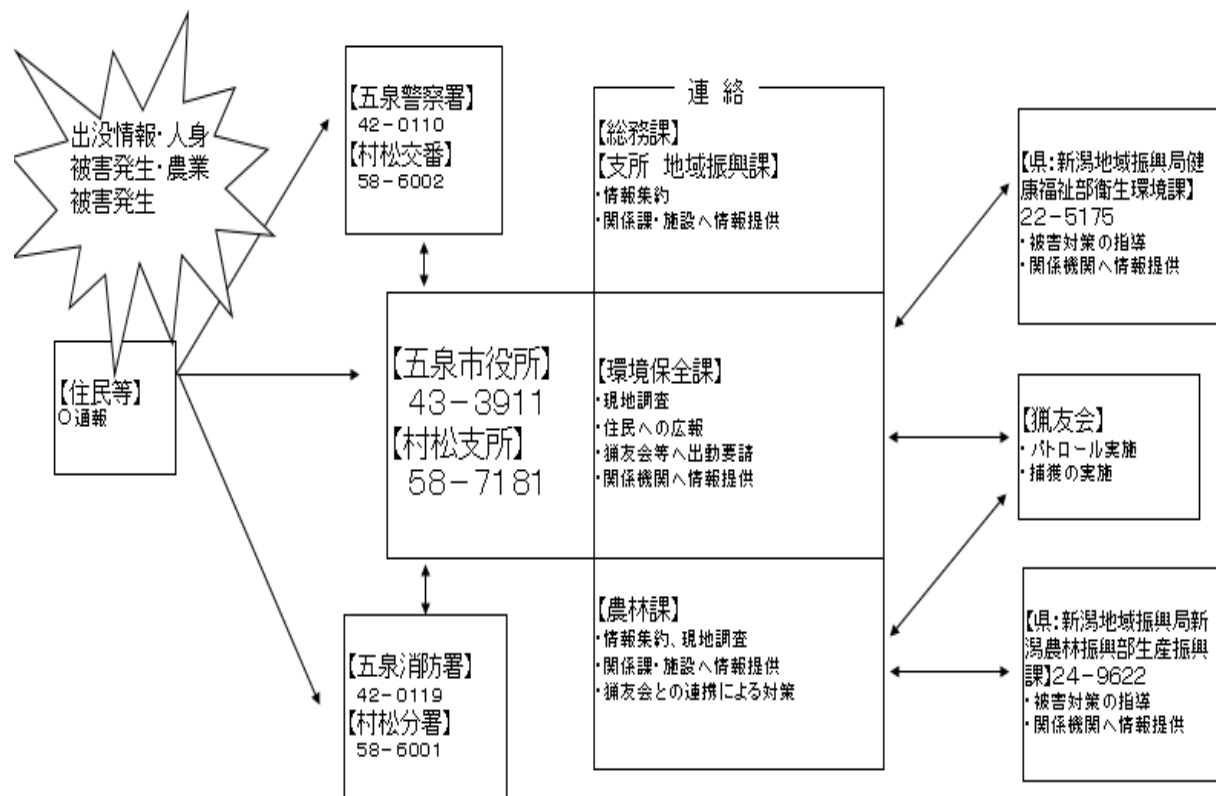
6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
五泉市	環境保全課のほか関係各課等で現場に急行した者は、警察等と協力し周辺住民の安全を確保しながら、猟友会五泉支部とともに対象鳥獣の捕獲を実施するものとする。 このほか、庁内関係課等は広報車等で現場周辺住民をはじめ、所管施設等の利用者に対し注意喚起を行い住民安全の確保を図る。
五泉警察署	五泉市、猟友会五泉支部に情報を提供すると同時に現場の安全確保、巡回等を行う。捕獲のための市街地における発砲に関しては五泉市と協議を行う。
猟友会五泉支部	五泉市からの出動要請のもと、迅速に現場へ出動し対応する。対象鳥獣の捕獲許可のもと捕獲を実施する。 市街地における銃器の使用については市、警察と協議の後、使用することとする。

(2) 緊急時の連絡体制

有害鳥獣による人身被害等防止連絡体制 <五泉市>



○ 人身被害を防止するため、出没情報を関係機関で共有する。

○ 農林業作物に被害があった場合は、農林業機関へも連絡する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

- ・有害鳥獣捕獲によって捕獲した鳥獣は、生態系に影響を与えないような適切な方法で埋設処理するよう指導する。
- ・ニホンザルへの発信機の装着を目的とした捕獲の場合は、箱わなを用いて行い、発信機装着後に放獣するよう指導する。
- ・捕獲個体を致死させる場合は、「動物の殺処分方法に関する方針」に準じ、できる限り苦痛を与えない方法で行うよう指導する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	イノシシの捕獲頭数が少なく、利用促進は困難である。今後、生息数の増加に伴い捕獲頭数が増加した場合、利活用について近隣市町村との連携も含め検討する。
ペットフード	イノシシの捕獲頭数が少なく、利用促進は困難である。今後、生息数の増加に伴い捕獲頭数が増加した場合、利活用について近隣市町村との連携も含め検討する。
皮革	イノシシの捕獲頭数が少なく、利用促進は困難である。今後、生息数の増加に伴い捕獲頭数が増加した場合、利活用について近隣市町村との連携も含め検討する。
その他（油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等）	イノシシの捕獲頭数が少なく、利用促進は困難である。今後、生息数の増加に伴い捕獲頭数が増加した場合、利活用について近隣市町村との連携も含め検討する。

(2) 処理加工施設の取組

必要に応じて、近隣市町村との連携も含めて検討する。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

必要に応じて、近隣市町村との連携も含めて検討する。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	五泉市有害鳥獣対策連絡会議
構成機関の名称	役割
五泉市（農林課・環境保全課・総務課）	出沒・被害状況の把握、捕獲等申請、被害防止対策指導等 捕獲等許可、保護の観点からの指導等 構成機関との連携協力、人的被害防止対策等
五泉市農業委員会	実施事業における支援
五泉市消防本部	実施事業における支援
新潟かがやき農業協同組合	実施事業における支援
新潟県農業共済組合	実施事業における支援
猟友会五泉支部	有害鳥獣捕獲の実施、被害防除対策の指導・支援等、被害情報の収集
関係町内会	出沒・被害状況の報告、追払いの実施。集落環境の整備
新潟県鳥獣保護管理員	生息状況等の分析、被害防除対策の指導
中蒲みどり森林組合	被害防止対策等情報提供・指導助言
下越森林管理署	被害防止対策等情報提供・指導助言
五泉警察署	被害防止対策等情報提供・指導助言

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
新潟地域振興局健康福祉部	被害防止対策等情報提供・指導助言
新潟地域振興局農林振興部	被害防止対策等情報提供・指導助言

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

規模、構成等については各関係機関と協議を行いながら、必要性があれば、設置を検討する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

農家・地域住民には、被害防除や農地・集落周辺の管理等を主体的に取り組むよう啓発を行う。また、農作物の被害状況、二ホンザル等の出沒状況、防除効果等の情報提供について協力を求める。

また、鉛中毒が生じる蓋然性が高いと認められる地域での捕獲の場合は、非鉛製弾を使用するように従事者に指導する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

被害防止施策の実施に関して、新潟県ニホンザル管理計画、新潟県イノシシ管理計画、新潟県ツキノワグマ管理計画、新潟県ニホンジカ管理計画、新潟県カワウ管理計画、五泉市ニホンザル管理実施計画、五泉市イノシシ管理実施計画等との整合性を図りながら被害防止対策を実施する。